

高齢者及び障害者生活援助事業(除雪)のご案内

柏崎市シルバー人材センターでは、下記に該当する方のご家庭について、道付け程度の除雪サービスを実施しております。

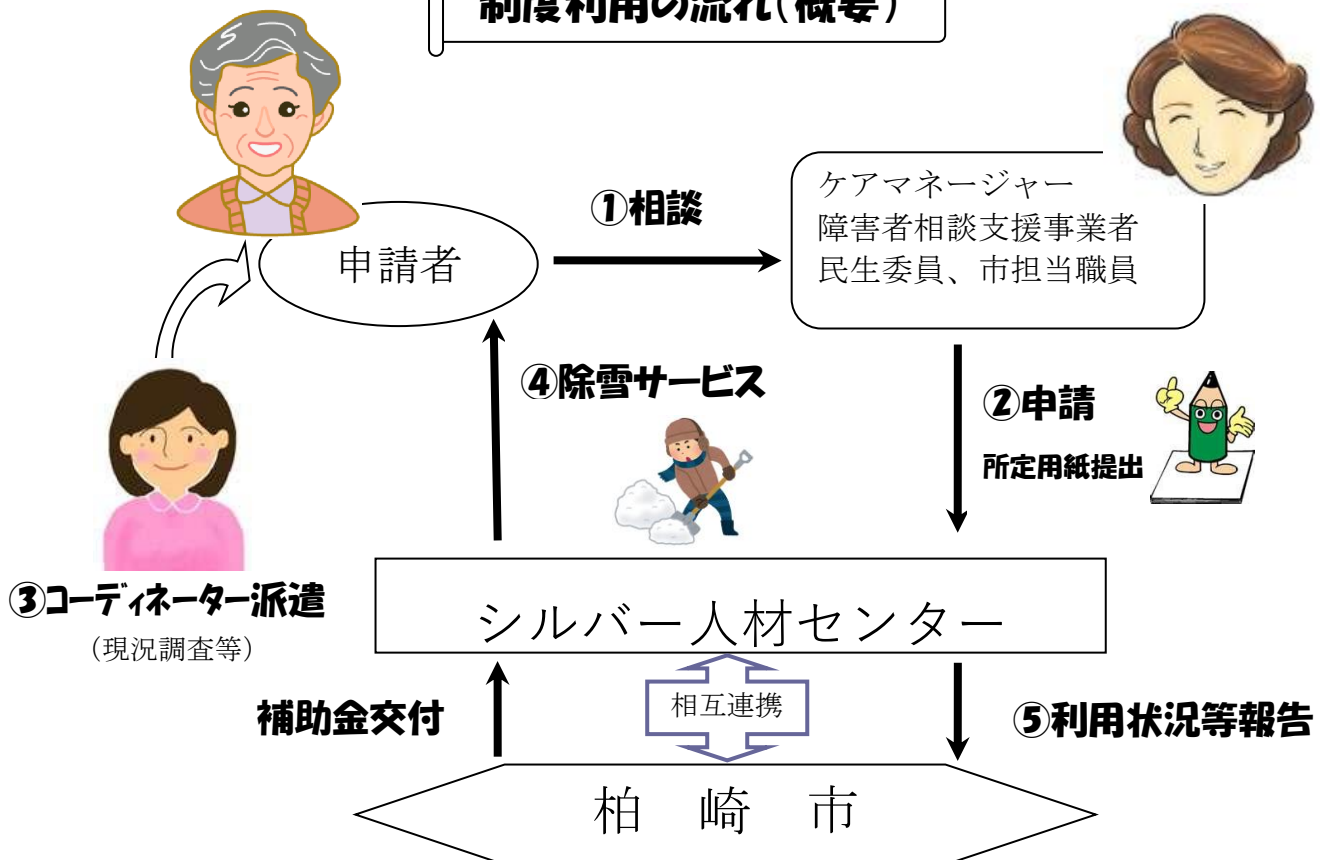
対象となる方

- ・ おおむね65歳以上の方で、介助又は介護を要し、市内に家族や親族が不在の方
- ・ 障害者基本法第2条に規定する障害者（聴覚障害者のみの方は対象外）で、介助又は介護を要し、市内に家族や親族が不在の方
- ・ 訪問介護員（ヘルパー）が代行できない方

詳細規定

- * 単身世帯だけでなく、高齢者のみ世帯及び障害者のみ世帯を含むこととしますが、真に除雪が困難な場合のみとします。
- * 高額所得者は対象外としますが、所得の状況は、生活状況や本人からのヒアリング等により判断します。
- * 市外にいる家族や親族から支援が得られる場合は対象外とします。
- * 住民票上は単身世帯であっても、二世帯住宅等、事実上、同一家屋や同一敷地内に家族や親族が同居している場合は対象外とします。

制度利用の流れ(概要)



お問い合わせ先 (公社)柏崎市シルバー人材センター 電話 24-2148
尚、人員確保の都合上、件数の上限に達した場合はサービスを終了させていただく場合があります。